



# 長野県報

10月9日(木)  
平成15年  
(2003年)  
第1498号

## 目次

### 規則

- と畜場法施行細則等の一部を改正する規則(食品環境水道課)..... 1
- 長野県漁業調整規則の一部を改正する規則(園芸特産課)..... 2

### 告示

- 土地収用法に基づく事業の認定(企画課)..... 3
- 生活保護法に基づき指定を受けた指定医療機関の業務の廃止(厚生課)..... 3
- 生活保護法に基づく医療扶助のための医療を担当する機関の指定(厚生課)..... 4
- 生活保護法に基づく医療扶助のための施術を担当する施術者の指定(厚生課)..... 4
- 生活保護法に基づき指定を受けた指定医療機関の名称等の変更(厚生課)..... 4
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の事業所の廃止(高齢福祉課)..... 5
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定及び指定居宅介護支援事業者の指定(高齢福祉課)..... 5
- 介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の指定(高齢福祉課)..... 6
- 介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の事業の指定の辞退(高齢福祉課)..... 6
- 保安林予定森林(森林保全課)..... 6
- 道路の区域変更(道路維持課)..... 7
- 道路の供用開始(道路維持課)..... 10

### 公告

- 特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の設立の認証申請(2件)(生活文化課NPO活動推進室)..... 11
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出書及び添付書類の縦覧(5件)(産業振興課)..... 11
- 家畜商法に基づく講習会(畜産課)..... 14
- 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針案に係る公聴会の中止(2件)(都市計画課)..... 14
- 都市計画の図書の写しの縦覧(都市計画課)..... 15
- 特定調達契約に係る落札者の決定(教学指導課)..... 15

### 正誤

- 正誤(環境自然保護課)..... 15



と畜場法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布します。

平成15年10月9日

長野県知事 田中康夫

#### 長野県規則第57号

と畜場法施行細則等の一部を改正する規則  
(と畜場法施行細則の一部改正)

第1条 と畜場法施行細則(昭和28年長野県規則第77号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

と畜場法施行細則

第1条を次のように改める。

(趣旨)

第1条 この規則は、と畜場法(昭和28年法律第114号。以下「法」という。)の規定に基づき、法の施行について必要な事項を定めるものとする。

第2条第1項中「第3条第2項」を「第4条第2項」に改め、同項第1号及び第2号中「と畜場」を「と畜場」に改め、同条第2項中「第3条第3項」を「第4条第3項」に改める。

第3条の見出し中「と畜場」を「と畜場」に改め、同条第1項中「第4条第1項第3号」を「第5条第1項第3号」に、「と畜場」を「と畜場」に、「じゅうぶん」を「十分」に改め、同項第

1号中「充分」を「十分」に改め、同項第2号中「じんあい処理施設」を「ごみ処理施設」に、「し尿処理施設」を「し尿処理施設」に改め、同条第2項中「と畜場のと殺解体施設」を「と畜場のとさつ解体施設」に改める。

第5条中「及び令」を「又はと畜場法施行令（昭和28年政令第216号）」に、「所轄食肉衛生検査所長」を「と畜場の所在地を管轄する食肉衛生検査所の長」に改め、同条を第6条とする。

第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

（衛生管理責任者及び作業衛生責任者の届出）

第4条 法第7条第6項（法第10条第2項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、衛生管理責任者（作業衛生責任者）届出書（別記様式）により行うものとする。

附則の次に次の様式を加える。

（事務処理規則の一部改正）

第2条 事務処理規則（昭和39年長野県規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表第2の14の(19)のアの(7)中「と畜場法施行令」を「と畜場法施行令」に、「第3条」を「第4条」に、「(ウ)」を「(イ)」に改め、同21の(1)のア中「と畜場法」を「と畜場法」に改め、同(7)中「第3条第1項」を「第4条第1項」に改め、同(イ)中「第3条第3項」を「第4条第3項」に改め、同(ウ)中「第4条第2項」を「第5条第2項」に改め、同(シ)中「第14条第2項」を「第18条第2項」に、「と殺」を「とさつ」に改め、同(シ)を同(ス)とし、同(ウ)中「第14条第1項」を「第18条第1項」に、「取消」を「取消し」に改め、同(サ)を同(シ)とし、同(コ)中「第13条第1項」を「第17条第1項」に改め、同(コ)を同(ク)とし、同(ケ)中「第12条」を「第16条」に、「と殺」を「とさつ」に改め、同(ケ)を同(カ)とし、同(ク)中「第10条第4項」を「第14条第4項」に改め、同(ク)を同(ケ)とし、同(キ)中「第10条第1項」を「第14条第1項」に改め、同(キ)を同(ク)とし、同(カ)中「第9条第3項」を「第13条第3項」に改め、同(カ)を同(キ)とし、同(オ)中「第9条第1項第1号」を「第13条第1項第1号」に、「と殺」を「とさつ」に改め、同(オ)を同(カ)とし、同(イ)中「第8条第1項」を「第12条第1項」に、「と殺解体料」を「とさつ解体料」に改め、同(イ)を同(オ)とし、同(ウ)の次に次の事項を加える。

(イ) 第7条第6項（第10条第2項において準用する場合を含む。）の規定による衛生管理責任者及び作業衛生責任者の届出の受理

別表第2の21の(1)のイ中「と畜場法施行令」を「と畜場法施行令」に改め、同(7)中「第3条第2号」を「第4条第2号」に、「と殺」を「とさつ」に改め、同(イ)中「第4条」を「第7条」に改め、同(イ)を同(ウ)とし、同(7)の次に次の事項を加える。

(イ) 第5条第1項第1号から第3号までの規定による許可

別表第2の21の(2)のアの(カ)中「第12条第4項」を「第12条第6項」に改める。

（食品衛生法施行細則の一部改正）

第3条 食品衛生法施行細則（昭和40年長野県規則第59号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第1条の3第3項」を「第1条の3第2項」に改める。

（長野県組織規則の一部改正）

第4条 長野県組織規則（昭和44年長野県規則第16号）の一部を次のように改正する。

別表第33の食品環境水道課の項及び別表第36の食肉衛生検査所の項中「第10条、第12条、第13条第1項及び第14条第2項」を「第14条、第16条、第17条第1項及び第18条第2項」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

食品環境水道課

長野県漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成15年10月9日

長野県知事 田中康夫

#### 長野県規則第58号

長野県漁業調整規則の一部を改正する規則

長野県漁業調整規則（昭和45年長野県規則第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「更埴市」を「千曲市」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

園芸特産課